# 第 140 号 令和 6 年 7 月 28 日(日) 発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL: (06) 6930-6388 FAX: (06) 6930-6389

# ■一括償却資産の償却方法の選択■

経営者のための

取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産を取得等して事業の用に供した場合には、①通常 の減価償却、②一括償却資産の損金算入のいずれかにより損金の額又は必要経費に算入することになります。中小企業者等に該当する場合には、さらに③少額減価償却資産の損金算入の特例により、その取得価額の合計額のうち年 300 万円に達するまでの金額を損金の額又は必要経費に算入することができます。

それぞれの方法を選択した場合の留意点は次の通りです。

## (1) インボイス発行事業者以外から取得した場合の取得価額

税抜経理方式を採用している場合、インボイス発行事業者以外(免税事業者等)から取得した減価償却資産が一括償却資産(取得価額 10 万円以上 20 万円未満)又は少額減価償却資産(取得価額 30 万円未満)に該当するか否かの判定は、その取得価額にインボイス制度により控除できない仮払消費税等の額を含めて行うことになりますので、控除対象外消費税額等とはその取扱いが異なります。

#### (2) 一括償却資産を除却、譲渡した場合

事業供用した事業年度において一括償却資産の損金算入(その取得価額の合計額の 3 分の 1 に相当する金額をその事業の用に供した事業年度以後 3 年間で損金の額に算入)を選択した場合には、 その後の事業年度においても取得価額の 3 分の 1 に相当する金額を損金の額に算入することとなります。

例えば、事業供用 2 年目に一括償却資産を除却したとしてもその残存簿価(取得価額の 3 分 の 2 相当額)の全額を除却損として損金の額に算入することはできず、また、譲渡した場合の譲渡原価についても同様です。一括償却資産の趣旨は、納税者が個別管理することによる事務負担に配慮したものであり、個別管理は必須ではなく、個々の資産の除売却を把握することが難しい状況も考えられるためと思われます。

## (3) 一括償却資産を選択する減価償却資産

一括償却資産の損金算入額は、その事業年度において事業供用した一括償却資産につき個々の資産ごとに計算するのではなく、「その取得価額の合計額」を基礎として計算しますが、複数取得した場合には、個々の資産ごとに①通常の減価償却、②一括償却資産の損金算入、③少額減価償却資産の 損金算入の特例を選択することができます。 例えば、資産ごとに最も損金算入額が多くなる方法による場合、A資産とB資産は②一括償却資産の損金算入を、C資産は①通常の減価償却により損金算入額を計算することが可能です。

この場合の一括償却資産の損金算入額は「A資産+B資産の取得価額の合計額」を基礎に計算することになります。

#### (4) 償却資産税(地方税)

法人税法上又は所得税法上、②一括償却資産の損金算入を選択した減価償却資産は、償却資産税の課税対象となる資産から除かれています。一方で、①通常の減価償却又は③少額減価償却資産の 損金算入の特例を選択した減価償却資産は、償却資産税の課税対象となる資産に含まれます。 したがいまして、法人税法上又は所得税法上の課税所得圧縮のためには、①通常の減価償却又は ③少額減価償却資産の損金算入の特例を選択するメリットはありますが、損金算入期間のトータルで考えますと、どの方法を選択したとしても損金算入額のトータルは取得価額相当額となることは変わりません。

償却資産税を考えますと、課税対象とならない②一括償却資産の損金算入を選択した方が有利になりますので、法人税又は所得税への影響と共に償却資産税への影響も考慮して、いずれの方法によるかを検討する必要があると思われます。

(出典 税務懇話会)